

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和3年4月15日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 土井 弘次

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 17

(2) 調達件名及び数量

- ① 凍結防止剤散布車(湿式) 1台交換購入一式(電子調達システム対象案件)
- ② 凍結防止剤散布車(湿潤式) 2台購入一式(電子調達システム対象案件)
- ③ 凍結防止剤散布車(乾式) 2台購入一式(電子調達システム対象案件)
- ④ 標識車(大型LED) 4台交換購入一式(電子調達システム対象案件)

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による

(4) 納入期限

- ① 令和4年3月31日まで
- ②～④ 令和4年3月11日まで

(5) 納入場所

- ① 長野国道事務所
- ② 甲府河川国道事務所 外1箇所
- ③ 相武国道事務所 外1箇所
- ④ 長野国道事務所

(6) 入札方法 ①、④落札決定に当たっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金(資金管理料金)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金(非課税分)の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金(資金管理料金)を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金(非課税分)を加算した総価

を入札書に記載すること。引き渡す物品が既にリサイクル料金納付済みの場合、譲渡する日をもって、国は当該自動車の最終所有者ではなくなるため、預託済みのリサイクル料金等相当額を別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付すること。なお、納付する預託済みのリサイクル料金等相当額は入札書の総価に含まない。

②～③落札決定に当たっては、国が購入する物品の金額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金(資金管理料金)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金(非課税分)の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品の金額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金(資金管理料金)を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金(非課税分)を加算した総価を入札書に記載すること。

①～④原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約(以下「不落随契」という。)に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。

- 1) 不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。
- 2) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
- 3) 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。  
なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。
- 4) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

(7) 電子調達システム(GEPS)の利用

1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

### 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。

(4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。

(7) ①～③当該機械の納入実績が過去に1台以上あること。なお、当該機械とは凍結防止剤を散布する装置を搭載している車両とし、規格は問わない。④当該機械の納入実績が過去に1台以上あること。なお、当該機械とは貨物自動車にLED標識装置を搭載している車両とし、規格は問わない。

### 3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム

<https://www.geps.go.jp/>

〒330—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 関東地方整備局総務部契約課購買第一係 渡邊 大貴 電話048—601—3151 内線2549

(2) 紙入札方式による証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記(1)の問い合わせ先と同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は令和3年4月15日から令和3年6月9日までとする。電子調達システムによる入札説明書のダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html>

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。受付期間は令和3年4月15日から令和3年6月8日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、9時15分から18時00分まで(最終日は16時まで)とする。

(4) 電子調達システムによる証明書等の提出期限、紙入札による証明書等の提出期限 令和3年5月26日13時00分

(5) 電子調達システムによる入札書の提出期限、紙入札による入札書の提出期限 令和3年6月8日16時00分

(6) 開札の日時及び場所 令和3年6月9日  
①10時00分 ②11時00分 ③14時30分 ④15時30分

さいたま新都心合同庁舎2号館 国土交通省関東地方整備局入札室

### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。